

保安林管理委託費（継続）

【平成21年度予算額 163,865（163,865）千円】

事業のポイント

水源のかん養等を目的とする保安林の機能を流域全体として十分に保全していくため、伐採箇所や崩壊地を把握する現行の管理システムの高度化を図ることにより、民有林と国有林を通じた適切な管理を効率的に行う体制を整備します。

- ・ 水源のかん養、災害の防備等森林のもつ公益的機能の発揮の上で特に重要な森林について、農林水産大臣又は都道府県知事が保安林に指定し、適切に管理・保全していくことが重要
- ・ 近年、局地的な豪雨の頻発等により山地災害が多発しており、流域保全の観点から、民有林と国有林を一体とした対策が必要
- ・ 保安林の適切な管理は、森林吸収源対策や違法伐採対策としても重要

政策目標

保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積を拡大
1,188万ha（19年度末） → 1,269万ha（35年度末）

<内容>

- ・ 農林水産大臣が指定権限を有する保安林の適正な管理及び損失補償評価調査に係る事務等を都道府県に委託して実施し、保安林の適切な管理を図ります。
- ・ 具体的には以下の事務を実施します。
 - ① 保安林の適正な管理のための境界等の調査や損失補償のための立木の評価調査
 - ② 違法な伐採・開発行為等を効率的に把握するための衛星デジタル画像を活用した保安林管理システムの整備

<委託先>

都道府県

<事業実施期間>

昭和27年～

[担当課：林野庁治山課]